

**居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いに関するQ&A**

Q 1 「通常の事業の実施地域」とは、どの地域を指すのか。

A 1 通常の事業の実施地域とは、居宅介護支援事業所が運営規程に定める通常サービス提供を行う地域として定めている地域を指します。

Q 2 「通常の事業の実施地域」において訪問介護サービス等のサービスを数える場合は、事業所の所在地で数えるのか。

A 2 訪問介護サービス等の各サービス事業所の所在地で数えます。  
なお、地域密着型通所介護については、「通常の実施地域」における事業所数を市町村ごとに数えるため、市町村が他の市町村に所在する事業所を指定する場合は、事業所数に含めません。（下表（B））  
例えば、居宅介護支援事業所の通常の実施地域において、その実施地域に所在する事業所数が6か所であっても、その地域に所在する事業所数を利用者の居住する市町村ごとに数えた場合、すべての各市町村においてサービス事業所数が4か所である場合（例i）は、「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（通知）」の2の(1)に定める正当な理由に該当します。

**【地域密着型通所介護の場合】**

(例) 居宅介護支援事業所の通常の実施地域が、

- i) A町、B村である場合→正当な理由に該当（A町及びB村が5事業所未満）
- ii) B村、C村である場合→正当な理由に該当しない（C村が5事業所以上）

市町村名	左記の市町村に所在する事業所数(A)	左記の市町村が指定する他市町村所在の事業所数(B)
A町	4か所	2か所（D市）
B村	3か所	2か所（E市）
C村	6か所	なし

\* 括弧内は事業所の所在地

Q 3 2 (4)の「居宅サービス計画に位置付けたサービスごとでみたときに、平均の居宅サービス計画数が10件以下である。」と、2 (3)の「判定期間の平均の居宅サービス計画数が20件以下である。」との関係は、具体的にどのような場合か。

A 3 例えば、月の居宅サービス計画数の平均が21件であった場合、通知の2 (3)は該当にならないが、紹介率最高法人が80%を超えるサービスが訪問介護であった場合で、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数の月の平均が4件である場合は、通知の2 (4)に該当します。

(例) 訪問介護が紹介率最高法人80%を超えた場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
総数	20件	20件	20件	21件	21件	21件	123件	●21件
訪問介護 (総数)	3件	3件	3件	4件	4件	4件	21件	◆4件
紹介率最 高法人	3件	3件	3件	4件	4件	4件	21件	4件

紹介率最高法人の居宅サービス計画： 21件 ÷ 訪問介護を位置づけた計画数 21件 = 100 %

●判定期間の平均の居宅サービス計画数が21件なので、2 (3)は非該当

◆居宅サービス計画に位置付けたサービスごとでみたときに4件なので、2 (4)は該当

Q 4 第三者評価を過去3年度以内受けた場合の、過去3年度とは、具体的にどの範囲をいうのか。

A 4 例えば、提出日が平成31年3月15日(30年度後期)の場合は、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度に受けたものが対象になり、提出日が平成31年9月15日(31年度前期)の場合は、平成28年度、平成29年度、平成30年度、平成31年度に受けたものが対象となります。(判定期間の最終の月が属する年度から前3年)

Q 5 「利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているもの」とあるが、利用者から理由書が提出されている場合は、地域ケア会議等において意見・助言を受けていなくてもよいか。

また、利用者から提出される理由書について、既定の様式はあるか。

A 5 理由書が提出されており、かつ、地域ケア会議等において意見・助言を受けていることが必要ですので、地域ケア会議等において意見・助言を受けていないものは正当な理由に該当しません。

また、利用者から提出される理由書については、既定の様式がありませんので、任意様式での提出となります。ただし、以下の項目については記載してください。

・利用者から提出される理由書に記載する内容

- (1) 居宅介護支援事業所の法人名及び事業所名
- (2) 利用を希望するサービス事業所の法人名、事業所名及びサービス名
- (3) 当該事業所のサービスを希望する理由
- (4) 理由書の提出日
- (5) 利用者名
- (6) 利用者の署名・押印（家族が代筆する場合は、本人との関係性を記載）

Q 6 2 (1)の提出書類における「居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域における当該サービスの事業者一覧がわかるもの（任意様式）」とは、何が記載されていればよいか。

A 6 以下の項目について記載してください。

なお、一覧の中に休止中等の事業所が含まれている場合は、あわせて記載してください。

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域
- (2) サービス種類
- (3) (1)の地域に所在するサービス事業所の名称
- (4) (1)の地域に所在するサービス事業所の住所

※(2)以降の項目については、80%を超えたサービスについて、サービスごとに記載してください。

Q7 2(1)における「通常の事業の実施地域」に所在する事業所数を数える際、同一法人の事業所が2事業所ある場合は、2事業所として数えるのか。

A7 2事業所として数えます。2(1)における事業所数は、法人数ではなく、事業所数を数えてください。なお、「通常の事業の実施地域」に所在する事業所数が4事業所以内であれば正当な理由に該当しますが、5事業所以上の場合には正当な理由に該当しません。

Q8 2(1)における「通常の事業の実施地域」に所在する事業所数を数える際、訪問系・通所系サービスの出張所（いわゆる「サテライト事業所」）はどう数えるのか。

A8 通常の事業の実施地域内に主たる事業所及び出張所がある場合、あわせて1事業所と数えます。なお、通常の事業の実施地域内に主たる事業所または出張所のどちらか一方でも所在する場合は、1事業所と数えます。

Q9 2(5)アにおける地域ケア会議で意見・助言を初めて受けた。市に届出書を提出する際、利用者からの理由書及び様式3は、原本を提出するのか。

A9 様式3は原本を提出してください。利用者からの理由書は写しでも構いません。なお、2(6)における様式4についても原本を提出してください。

Q10 前回の判定の際に、2(5)アにおける「利用者から提出された理由書」（写し）及び「様式3」（原本）を提出した。今回も同様の理由で提出する際は、再度理由書の提出や、様式3の交付を受けなければならないか。

A10 利用者の生活状況等に変化がない場合等により地域ケア会議等が開催されなかった場合であって、かつ、過去に提出した理由書（写し）及び様式3（原本）の内容に変更がない場合は、これらの書類の写しを県に提出してください。

また、様式3に複数の利用者をあわせて記載している場合であって、一部の利用者について認められなくなった場合は、当該利用者欄に取り消し線を引き、余白に理由を記載する等、認められなくなったことがわかるように記載してください。

なお、当該利用者について地域ケア会議等が複数回開催されている場合は、最新の書類を提出する必要があります。

Q11 2(5)アにおける「地域ケア会議等における意見・助言」とは、支援内容について適切ではない旨の意見・助言を受けている場合も該当するのか。

A11 該当しません。

Q12 前回の判定の際に、2(6)における「様式4」(原本)を提出した。今回も同様の理由が認められる場合は、再度様式4の交付を受けなければならないか。

A12 当該地域課題に関する地域ケア会議等が開催されなかった場合であって、かつ、過去に提出した様式4(原本)の内容に変更がない場合は、様式4の写しを市に提出してください。(ただし、地域ケア会議等は、通知に定められた期間内に実施されたものに限りです。)  
なお、当該地域課題について地域ケア会議等が複数回開催されている場合は、最新の書類を提出する必要があります。